

# 子育て応援特別手当(平成21年度版)が支給されます

## 目的

子育て応援特別手当(平成21年度版)は、平成21年4月10日に決定された「経済危機対策」の一環です。

現下の厳しい経済情勢を踏まえ、幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成21年度限りの措置として、幼児教育期の子ども1人あたり3万6千円を支給します。

## 対象となる子ども

平成21年度において小学校就学前3年間に該当する子ども(具体的には、生年月日が平成15年4月2日から、平成18年4月1日までの子ども)が対象となります。

## 手当の額

対象となる子ども1人あたり3万6千円を、同居している世帯主に支給します。

手当の支給は、1回払いとなります。

## 申請の手続き

手当の受給には、対象となる子どもと同居している世帯主が、住所地の市町村に対して申請を行っていただく必要があります。平成21年10月1日にお住まいの市町村で受け付けます。

手当の受け取りは、原則として、口座振込となります。

手当の申請の受付開始日は、各市町村により異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

申請期限は受付開始日から6カ月となっております。対象となる方は、忘れずに申請をしてください。

住民基本台帳上で支給対象になると判断された世帯には、12月中旬以降に申請書類等を郵送します。



## Q & A

Q1 子育て応援特別手当(平成21年度版)は、前回と違って、第1子まで支給対象を拡大したのはどうですか？

A 平成20年度の手当は、幼児教育期の負担に配慮するとともに、多子世帯の負担軽減という観点から、支給したものです。今回の手当は、全体の個人所得が減少しつつあるなど、経済情勢が引き続き大変厳しいことを踏まえ、幼児教育期の負担に広く配慮することとし、第1子まで拡大したものです。

Q2 手当の支給先は、誰になりますか？

A 子育て応援特別手当は、支給対象となる子どもと同居している世帯主に対して支給します。なお、同居する世帯員は、世帯主の代理人となることが可能です。

Q3 子育て応援特別手当はこれから毎年支給されるのですか？

A この手当は、現下の社会経済情勢が引き続き大変厳しい状況にあることから、平成20年度の緊急措置であった手当を、平成21年度に限り、再度対象者を拡大して実施することとしたものです。

Q4 申請期限を過ぎてしまったらどうなりますか？

A 子育て応援特別手当は申請により支給されます。申請期限は受付開始日から6カ月となっておりますので、忘れずに申請してください。もし、申請期限までに申請がなかった場合は、辞退とみなされることとなります。

Q5 子育て応援特別手当は課税対象になりますか？

A 子育て応援特別手当の所得税・個人住民税上の取り扱いはい時所得とされます。これには50万円の特別控除額があるため、他に一時所得がない場合には、課税されません。